

平成 31 年 3 月 12 日

## 茨城県「核燃料等取扱税」の更新

茨城県から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

更新後の茨城県核燃料等取扱税の概要は以下のとおりです。

課税団体	茨城県
税目名	核燃料等取扱税（法定外普通税）
課税客体	① 原子炉の設置                      ② 核燃料の挿入                      ③ 使用済燃料の受入れ ④ 使用済燃料の保管                ⑤ 高放射性廃液の保管              ⑥ ガラス固化体の保管 ⑦ プルトニウムの保管              ⑧ 放射性廃棄物の発生              ⑨ 放射性廃棄物の保管
課税標準	① 原子炉の熱出力 ② 挿入された核燃料の価額 ③ 課税期間内において受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ④ 課税期間内において保管する使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤ 課税期間内において保管する高放射性廃液の数量 ⑥ 課税期間内において保管するガラス固化体に係る容器の数量 ⑦ 課税期間内の12月31日において保管するプルトニウムの重量 ⑧ 課税期間内において容器への封入等が行われた放射性廃棄物に係る当該容器の容量 ⑨ 課税期間内において保管する放射性廃棄物に係る容器の容量
納税義務者	①～② 原子炉設置者 ③～⑥ 再処理事業者 ⑦～⑨ 原子力事業者
税率	① 30,500円／千kw（3ヶ月） ② 100分の8.5 ③ 60,100円／kg ④ 1,500円／kg ⑤ 1,594,000円／m <sup>3</sup> ⑥ 1,219,000円／本 ⑦ 5,100円／kg ⑧ 106,000円／m <sup>3</sup> ⑨ 5,100円／m <sup>3</sup>
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）1,228百万円
非課税事項	国及び県並びに国立大学法人に対しては、本税を課さない。
徴税費用見込額	約16万円
課税を行う期間	5年間（平成31年4月1日～平成36年3月31日）

- ・平成30年11月14日 茨城県議会にて条例案可決
- ・平成30年12月14日 総務大臣協議
- ・平成31年3月12日 総務大臣同意
- ・平成31年4月1日 条例施行（予定）

担当：自治税務局企画課 西脇係長、安山  
 TEL03-5253-5658 FAX03-5253-5659